様式第４号

（第４条第１項関係）

斜里町長 様

年 月 日

（自書）住所

氏名

斜里町空き家・空き地バンク登録申請書

斜里町空き家・空き地バンク制度要綱（以下「要綱」という。）に定める内容に同意し、次の１～１１に相違ないので要綱第４条第１項の規定により、斜里町空き家・空き地バンクへ登録を申請します。

記

１ 申請する「空き家」は居住することができる住宅及び敷地で、登記済である。

２ 申請する「空き地」は住宅又は店舗等を建築することができる更地で、登記済である。 ３ 申請する「空き家」又は「空き地」に係る税の滞納はない。

４ 登録内容は、「斜里町空き家・空き地バンク登録票」（様式第３号）及び写真（外観、内部、周辺環境等）のとおりである。

５ 登録情報について、北海道及び北海道空き家情報バンク管理者と情報を共有することを了承し、北海道空き家情報バンクへの情報掲載についても了承する。

６ 登録情報について、斜里町空き家・空き地バンク登録事業者に提供することを了承する。

７ 登録情報について、斜里町及び斜里町空き家・空き地バンク登録事業者が現地確認する際の敷地への立入を了承する。

８ 登録情報を斜里町空き家・空き地バンクサイト上で公開することを了承する。

９ 斜里町は、空き家又は空き地の当事者間の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約について、直接関与しないことを了承する。

１０ 物件等の状態（老朽化が著しく大規模な補修が必要な空き家・筆界未定地等の理由で契約が困難な空き地）、その他登録にあたり問題がある場合などの理由により登録事業者が応談不可能な場合は、バンク登録に至らないことを了承する。

１１ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員ではない。

【留意事項】

※登録には、「空き家」又は「空き地」の登記がされていることが必要です。

（申請者と登記上の所有者が異なる物件については、当該所有権の実態が確認できる書類の添付が必要です。）

※登録する「空き家」又は「空き地」を売買できる者が複数いる場合（共有名義など）は、連名で申請するか、若しくは同意書を添付してください。

※「空き家」とその敷地の名義が異なる場合は、連名による申請若しくは同意書を添付してください。

※「空き家」の敷地や「空き地」が登記上の地目が農地の場合は、農地以外への地目変更登記が必要です。

※外観写真がない場合でも登録は可能ですが、できる限り添付願います。

※別紙登録票のほか、登記簿謄本（登記事項証明書）が必要になります。

※売買に係る登録については、抵当権等が抹消できることが必要です（登記事項証明書を確認願います）。

**※仲介事業者が仲介を行う場合は、媒介契約が必要であり、成約時に仲介手数料（宅地建物取引業法に基づく額の範囲内）を支払う必要があります。**

※宅地建物取引業者と既に媒介契約を締結している場合は、その契約書の写しを添付して下さい。

※ 添付書類

* 斜里町空き家・空き地バンク登録票（様式第３号）
* 登記事項証明書
* 写真 ※外観・内観・周辺写真（できる限り添付願います）
* 媒介契約書（媒介契約を締結している場合）
* 図面（図面のある場合）

※所有者の個人情報は非公開とします。

※斜里町個人情報保護法施行条例（令和5年条例第２号）の趣旨に基づき、申請書等に記載された個人情報は、適切に管理するとともに、登録事業者及び利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。